

第68条(相続による許可営業者の地位の承継の届出)

法第56条2項の規定により相続による法第55条第1項の規定による営業の許可を受けた者(以下「許可営業者」という。)の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書とその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。

一 届出者の氏名(ふりがなを付す。)、生年月日、住所及び被相続人との続柄

二 被相続人の氏名(ふりがなを付す。)及び住所

三 相続開始の年月日

四 施設の許可の番号及び当該許可を受けた年月日

② 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 戸籍謄本

二 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書